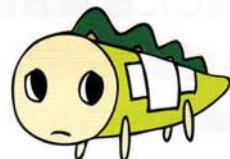


医療救護活動

開設した緊急医療救護所では、災害時からおおむね3日間、次のような医療救護活動を行います。

- ① トリアージの実施
- ② 傷病者に対する応急処置
- ③ 医療機関への搬送の判断及び搬送順位の決定
- ④ 転送しない患者等に対する応急治療
- ⑤ 接骨救護
- ⑥ 服薬管理・指導 ほか



トリアージとは

トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度を判定して、治療や医療機関への搬送の優先順位を決めることがあります。

災害が起こると、多数の傷病者が短時間に病院などに集中します。しかし、医療スタッフや医薬品等の医療資源には限りがあります。災害時の制約された条件下で、一人でも多くの命を救うためには、この限られた貴重な医療資源を最大限、有効に活用しなければなりません。

そこで、医療救護班の医師は、トリアージを行い、傷病の緊急度や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、これに従って医療機関への搬送、病院選定、治療を行います。



■問い合わせ／杉並保健所 健康推進課 ☎03-3391-1355

